

(証券コード 7938)
2021年6月4日

株 主 各 位

千葉県浦安市日の出二丁目1番8号

株式会社 リーガルコーポレーション

代表取締役社長 武 川 雄 二

第189回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配をたまわり、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第189回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆さまにおかれましては、本株主総会へのご出席の検討にあたっては、開催時点での情勢やご自身の体調をご確認のうえ、ご来場見合わせも含めご検討くださいますとともに、可能な限り書面による事前行使にご協力をたまわりたくお願い申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2021年6月23日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月24日（木曜日）午前10時
 2. 場 所 千葉県浦安市日の出二丁目1番8号
株式会社リーガルコーポレーション 本社1階 ホール
 3. 目的事項
報告事項
 - (1) 第189期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - (2) 第189期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|-----------------------------|
| 第1号議案 | 取締役8名選任の件 |
| 第2号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |
| 第3号議案 | 当社株式の大量買付行為への対応策(買収防衛策)継続の件 |

以上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書面のうち、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第17条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.regal.co.jp/shoes/c/c9030/>）に掲載しておりますので、報告事項に関する添付書類には記載しておりません。なお、「連結注記表」および「個別注記表」は、監査役および会計監査人が監査報告書を作成するに際して、連結計算書類、計算書類の一部として合わせて監査を受けております。
 - ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.regal.co.jp/shoes/c/c9030/>）に掲載させていただきます。

事 業 報 告

(2020年 4 月 1 日から
2021年 3 月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染拡大に伴い経済活動全体が制限されるなか、企業収益や景況感が悪化し、個人消費は大きく落ち込みました。感染防止と経済活動の両立が見通せないなか、世界や日本経済の先行き不透明感は依然として強く、企業業績へのマイナス影響は長期化することが懸念されます。

靴業界におきましても、新型コロナウイルス感染拡大の影響は大きく、2度にわたる緊急事態宣言の発出等、全国的に不要不急の外出を抑える動きが継続しており、消費動向は依然として低調に推移し、厳しい経営環境が続いております。

このような環境のなか、当社グループは、収益性の早期改善を重点課題に掲げ、お客さまニーズやライフスタイルの変化に適切かつ迅速に対応した商品開発を行うとともに、取扱いブランド・展開アイテム数の適正化と効率化による収益性の向上、ウェブ環境整備によるビジネスモデル改革の推進に取り組んでまいりました。

当期の春夏商戦につきましては、2020年4月上旬に発出された緊急事態宣言以降、外出自粛や商業施設の休業等（当社直営小売店においては最大で100店舗休業）により、大幅に来店・購買客数が減少し、売上・利益ともに極めて厳しい結果となりました。秋冬商戦につきましては、2019年10月からの消費税増税に伴う買い控えの反動等により個人消費は回復の兆しが見られましたが、11月中旬以降、新規感染者数の増加や不要不急の外出自粛要請に加え、年明け1月より関東圏および大都市圏を中心に2度目の緊急事態宣言が発出され、大型都市を中心とした店舗、商業施設等は勢いを欠く状況となり、厳しい結果となりました。

商品面につきましても、当社が主力としている中・高価格帯のビジネスカテゴリーの商品動向は、テレワークやオフィスカジュアルの浸透・拡大により低調に推移しており、更にインバウンド需要の激減等もあり、非常に厳しい状況が続いております。

このような状況のなか、新たな取り組みとしましては、サステナブルなモノづくりを意識しリサイクル素材を原材料とした人工皮革やエコレザーを使用した環境配慮商品に加え、ビジネスシューズのスタイル感とスニーカーの履き心地を融合したシリーズ等、様々な着用シーンを想定した商品開発・提案を始めております。

利益面につきましては、固定費をはじめとした販売管理費は全般的に削減いたしましたが、滞留在庫の処分値引きの増加等による売上総利益率の低下や、売上高の大幅な減少に伴う売上総利益額の減少により、営業利益、経常利益ともに前年実績を下回りました。

また、特別損益において、新型コロナウイルス感染症にかかる助成金等収入を特別利益として836百万円計上したものの、臨時休業等による損失を1,259百万円、希望退職者の募集および連結子会社解散に伴う特別退職加算金等を事業構造改善費用として1,129百万円、法人税等調整額を360百万円計上したこと等により、親会社株主に帰属する当期純利益につきましても前年実績を大きく下回りました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は19,200百万円(前年同期比34.1%減)、営業損失は2,181百万円(前年同期は営業損失727百万円)、経常損失は2,087百万円(前年同期は経常損失591百万円)、親会社株主に帰属する当期純損失は4,417百万円(前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失1,302百万円)の計上となりました。

事業部門別の概況は次のとおりであります。

① 靴小売事業

靴小売事業では、2020年4月に発出された1回目の緊急事態宣言以降、臨時休業や営業時間短縮、外出自粛等の影響により極めて厳しい状況が続き、国内の実店舗（オンラインショップを除く）における第3四半期累計期間までの売上高は、前年同四半期比で34.9%の減収となりました。

第4四半期以降、国内の実店舗（オンラインショップを除く）の売上高は、1月につきましては、関東圏および大都市圏を中心に2回目の緊急事態宣言が発出され、前年同月比で43.6%の減収、2月は新型コロナウイルス感染症の影響を受け始めた前年同月比で26.8%の減収、年間の最需要期である3月につきましては、各ブランドショップで感染予防対策および開催期間・実施内容を十分検討したうえで販促キャンペーンを実施した結果、前年同月比3.3%の減収となりました。

一方で外出自粛による巣ごもり消費やインターネット消費の拡大など消費動向の変化により、「オンラインショップ」は前年同期比で39.0%の増収となりましたが、実店舗における大幅な減収分を補うには至りませんでした。

今後は、消費者の購買行動が変化し続けることを踏まえ、ウェブコンテンツやSNSの強化を図ることで、実店舗と「オンラインショップ」の連携によるオムニチャネルの推進や外部ECを含めたEコマースの強化および各ブランドショップにおける会員制度の統合により、顧客の利便性向上に向けた新たな接点強化施策に注力してまいります。

当連結会計年度の店舗展開につきましては、「リーガルシューズグランエミオ所沢店」（埼玉県）など新規で計13店舗（セグメント区分変更等を含む）出店し、1店舗を移転改装するとともに、不採算店舗を中心に計14店舗を閉店いたしました。（直営小売店の店舗数122店舗、前連結会計年度末比1店舗減）

この結果、当連結会計年度の売上高は10,515百万円（前年同期比28.6%減）、営業損失は1,069百万円（前年同期は営業損失221百万円）となりました。

② 靴卸売事業

靴卸売事業では、靴小売事業同様、新型コロナウイルス感染拡大に伴う外出自粛の影響により、来店・購買客数が減少し、大幅な減収となりました。前年同期比で主力の百貨店業態では56.4%、量販店業態では44.3%、一般専門店業態では28.5%の減収と厳しい状況が続いております。

各業態とも、売場・店舗の縮小・撤退傾向が著しく、更に、仕入れ抑制や滞在庫品の値引販売が増加しており、計画どおりの商品展開ができない状況が続いております。

また、低価格なランニングシューズやタウンカジュアル、一部の高付加価値商品、環境に配慮した素材のスニーカー等はあるものの、コロナ禍以前からのオフィスカジュアルの浸透に加え、テレワークの浸透・拡大の影響等により、当社の主力であるビジネスカテゴリーの動向は非常に鈍く、厳しい状況は今後も続くものと思われます。

今後は、ライフスタイルの多様化やオフィスカジュアルに対応した商品提案を行うとともに、取扱いブランド、展開アイテム数の更なる適正化と効率化を図り、在庫効率の改善と販売・販促方法の見直しを早急に行うことにより、収益性の向上に注力してまいります。

この結果、当連結会計年度の売上高は8,662百万円（前年同期比39.7%減）、営業損失は1,221百万円（前年同期は営業損失610百万円）となりました。

③ その他事業

報告セグメントに含まれない不動産賃貸料の収入など、その他事業の当連結会計年度の売上高は179百万円（前年同期比1.7%減）、営業利益は30百万円（前年同期比37.2%減）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は、130百万円であります。

主なものは、「リーガルシューズブランエミオ所沢店」など直営店舗を新たに新店舗としたことや移転および改装による店舗内装工事費であります。

(3) 資金調達の状況

当社は、中長期運転資金（既存借入金の借換資金を含む。）として、金融機関と2021年3月31日に3,000百万円のタームローン契約を締結し、2021年4月30日付で3,000百万円の借入を実行しております。

また、資金需要に応じて柔軟に調達ができるよう、信用格付けの維持向上や金融機関、資本市場との良好な関係維持に努めるとともに、緊急に資金が必要となる場合や金融市場の混乱に備え、金融機関と2021年3月31日に1,000百万円のコミットメントライン契約を締結しております。なお、当該契約に基づく実行残高はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により個人消費が大きく落ち込み、先行きの不透明感は依然として続いております。また、ライフスタイルやワークスタイルの多様化、外出自粛による巣ごもり消費やインターネット消費の拡大など消費動向が変化しており、異業種を交えた競争は更に激化していくことが予想されます。このような状況下におきまして、当社グループは、構造改革による収益性の早期改善を重要課題に掲げ、以下の事項に取り組んでまいります。

① 構造改革による経営体質の改善とコストの削減

経営体質の改善を目的とした構造改革により、当社グループ全体の経営資源の再配分等を行うことで各種コストを削減するとともに、製造・調達・販売における需要と供給の見込み精度を上げ、材料から製品までのたな卸資産の圧縮を図ってまいります。

② ブランド価値の向上

ブランドごとのコンセプトやターゲットを明確にし、ブランド価値の向上を図ってまいります。主力である「リーガル」は、今後も「信頼・信用」の代表ブランドとしてお客さまに広く認知されるために、付加価値の高い商品を開発・提案してまいります。

③ 店頭売上を重視した商品開発

企画・開発、製造、調達、販売までの各部門が、スピード感をもって連携することにより、お客さまのニーズやライフスタイルの変化に適切かつ迅速に対応した商品開発を行ってまいります。また、品質の維持・向上を基本とし原材料や海外の生産拠点の見直し等を行い、調達コストの抑制を図るなど売上総利益率の改善にも取り組んでまいります。

④ 在庫効率の改善による収益性の向上

取扱いブランド、展開アイテム数の適正化を行い、商品ごとの完成度を高めるとともに在庫効率の改善により、収益性の向上を図ってまいります。国内自社生産の強みを生かし、お客さまニーズを的確に捉えた短納期少量生産の実現を目指し、ロスの低減と商品の活性化に取り組んでまいります。

⑤ ウェブ環境整備によるビジネスモデル改革の推進

ウェブサイトの運用を随時見直しすることで、お客さまへの情報発信の質を向上させ、新たなサービスを提供できる環境を整えます。また、オムニチャネル化を推進し、これからも実店舗とオンラインショップのどちらでも安心してご購入求めいただける環境を整えることで、お客さま満足度の向上と収益の拡大を図ってまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

期 別 区 分	第 186 期 (2017年4月～ 2018年3月)	第 187 期 (2018年4月～ 2019年3月)	第 188 期 (2019年4月～ 2020年3月)	第 189 期 (2020年4月～ 2021年3月)
売 上 高 (百万円)	34,205	32,934	29,152	19,200
営 業 利 益 又 は 営 業 損 失 (△) (百万円)	1,326	878	△727	△2,181
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (百万円)	1,338	1,031	△591	△2,087
親会社株主に帰属する当期純利益 又は当期純損失 (△) (百万円)	772	512	△1,302	△4,417
1株当たり当期純利益 又は当期純損失 (△) (円)	244.86	162.48	△412.34	△1,392.11
総 資 産 (百万円)	31,910	30,309	28,695	27,871
純 資 産 (百万円)	16,546	16,003	14,362	10,285

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式控除後の期中平均発行済株式数により算出しております。
2. 第189期の状況につきましては、前記「(1) 事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。
3. 第186期において、2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。そのため1株当たり当期純利益については、株式併合が第186期の期首に行われたものとして算出しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
	百万円	%	
株 式 会 社 リ ー ガ ル 販 売	40	100.0	各 種 靴 の 卸 売
株 式 会 社 リ ー ガ ル リ テ ー ル	40	100.0	各 種 靴 の 小 売
チ ョ ダ シ ュ ー ズ 株 式 会 社	10	100.0	各 種 靴 の 製 造

- (注) 1. 連結対象子会社は、上記の 3社を含め 16社 (前期16社) であり、持分法適用関連会社は1社 (前期1社) であります。
2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

③ その他

重要な技術提携等の状況

提 携 先	国 名	内 容
クラレス・インク	米 国	「ナチュラライザー」および「ライフストライド」ブランドのライセンス契約

(7) 主要な事業内容

当社グループは、紳士靴、婦人靴、安全靴および諸官庁向特殊靴等を企画、製造、仕入、販売しております。

(8) 主要な営業所および工場

当社

本店所在地 千葉県浦安市日の出二丁目1番8号
事業所 本店、大阪支店（大阪市中央区）

子会社

販売会社 (株)リーガル販売（千葉県浦安市）、(株)リーガルリテール（千葉県浦安市）、東北リーガルシューズ(株)（千葉県浦安市）、上海麗格鞋業有限公司（中国上海市）

生産会社他 岩手製靴(株)（岩手県盛岡市）、岩手シューズ(株)（岩手県奥州市）、米沢製靴(株)（山形県米沢市）、チヨダシューズ(株)（新潟県加茂市）、(株)ニッカエンタープライズ（千葉県柏市）、加茂製靴(株)（埼玉県南埼玉郡）、(株)リーガルビジネスサポート（千葉県浦安市）、香港麗格鞋業有限公司（香港）、蘇州麗格皮革制品有限公司（中国江蘇省）

直営小売店

122店舗（うち当社 36店（オンラインショップを含む）、(株)リーガルリテール 73店、東北リーガルシューズ(株) 9店、上海麗格鞋業有限公司 2店、香港麗格鞋業有限公司 2店）

(注)米沢製靴(株)は、2021年4月30日をもって解散いたしました。

(9) 従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
男 性	685名	35名減
女 性	443名	10名減
合 計	1,128名	45名減

(注) 従業員数は就業人員数(当社グループから当社グループ外への出向者を除く)であり、臨時従業員725名(パートタイマーおよび契約社員)は含まれておりません。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
	百万円
株式会社みずほ銀行	2,820
株式会社三菱UFJ銀行	2,132
株式会社三井住友銀行	940
みずほ信託銀行株式会社	800
シンジケートローン	1,101

(注)シンジケートローンは、株式会社みずほ銀行を幹事とする12社の協調融資によるものです。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 13,000,000株
- (2) 発行済株式総数 3,250,000株 (自己株式 65,206株を含む)
- (3) 株 主 数 7,101名 (前期末比 236名減)
- (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数 千株	持 株 比 率 %
株式会社ニッピ	465	14.62
平和株式会社	158	4.96
みずほ信託銀行株式会社	137	4.32
中央建物株式会社	108	3.39
リーガル取引先持株会	94	2.96
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	79	2.50
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	78	2.47
株式会社みずほ銀行	68	2.16
ミツワ産業株式会社	59	1.85
株式会社ダブルエー	50	1.59

- (注) 1. 当社は自己株式65,206株を保有していますが、上記の大株主からは除いております。
2. 持株比率は自己株式（65,206株）を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

名 称 (発行決議の日)	保有人数	新株予約権の 目的となる株式 の種類と数	払込金額	行使価額	行使期間
第1回新株予約権 (2010年1月29日)	取締役2名	普通株式 1,859株	払込を要しない	1株あたり 1円	2010年2月16日 ～2040年2月15日
第2回新株予約権 (2011年1月31日)	取締役4名	普通株式 3,188株	払込を要しない	1株あたり 1円	2011年2月17日 ～2041年2月16日
第3回新株予約権 (2012年1月31日)	取締役4名	普通株式 2,428株	払込を要しない	1株あたり 1円	2012年2月17日 ～2042年2月16日
第4回新株予約権 (2013年2月5日)	取締役4名	普通株式 1,568株	払込を要しない	1株あたり 1円	2013年2月22日 ～2043年2月21日
第5回新株予約権 (2014年2月4日)	取締役4名	普通株式 1,497株	払込を要しない	1株あたり 1円	2014年2月21日 ～2044年2月20日
第6回新株予約権 (2015年2月6日)	取締役4名	普通株式 1,506株	払込を要しない	1株あたり 1円	2015年2月24日 ～2045年2月23日
第7回新株予約権 (2016年2月4日)	取締役4名	普通株式 1,672株	払込を要しない	1株あたり 1円	2016年2月22日 ～2046年2月21日
第8回新株予約権 (2017年2月3日)	取締役4名	普通株式 1,677株	払込を要しない	1株あたり 1円	2017年2月20日 ～2047年2月19日
第9回新株予約権 (2018年2月2日)	取締役5名	普通株式 2,042株	払込を要しない	1株あたり 1円	2018年2月19日 ～2048年2月18日
第10回新株予約権 (2019年2月5日)	取締役5名	普通株式 2,150株	払込を要しない	1株あたり 1円	2019年2月22日 ～2049年2月21日
第11回新株予約権 (2020年2月3日)	取締役5名	普通株式 2,166株	払込を要しない	1株あたり 1円	2020年2月20日 ～2050年2月19日
第12回新株予約権 (2021年2月5日)	取締役6名	普通株式 4,906株	払込を要しない	1株あたり 1円	2021年2月22日 ～2051年2月21日
行 使 条 件	新株予約権者は当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。				

- (注) 1. 社外取締役、監査役には新株予約権を付与していません。
 2. 2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施したため、「新株予約権の目的となる株式の数」は調整されております。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況（2021年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	武 川 雄 二	
常 務 取 締 役	安 田 直 人	調達本部長
取 締 役	水 谷 基 治	営業統括副本部長
取 締 役	田 中 亙	経営企画室長
取 締 役	浦 聖 貴	管理本部長、経理部長
取 締 役	青 野 元 一	営業統括本部長、株式会社リーガル販売代表取締役社長
取 締 役	山 本 真	
常 勤 監 査 役	白 崎 裕 公	
常 勤 監 査 役	古 賀 辰 哉	
監 査 役	大 倉 喜 彦	中央建物株式会社代表取締役社長 株式会社ホテルオークラ取締役会長 株式会社ニッピ社外監査役
監 査 役	立 馬 歳 郎	

- (注) 1. 取締役山本真氏は、社外取締役であります。
2. 監査役大倉喜彦氏および立馬歳郎氏は、社外監査役であります。

(2) 当事業年度中の取締役の異動

① 就任

2020年6月25日開催の第188回定時株主総会において、青野元一氏および遠藤隆一氏が取締役に選任され、就任いたしました。

② 退任

2020年6月25日開催の第188回定時株主総会終結の時をもって、取締役会長岩崎幸次郎氏および専務取締役大川修一氏は任期満了により退任いたしました。

2021年1月31日をもって、取締役（調達本部長、資材部長）遠藤隆一氏は、辞任により退任いたしました。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役山本真氏および各監査役は、会社法第423条第1項の賠償責任について、会社法第427条第1項に基づき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者

が負担することになる損害賠償金・防御費用等の損害を補填することとしております。

当該保険契約の被保険者は、当社および当社子会社におけるすべての取締役、監査役でありその保険料は全額当社が負担しております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

(5) 社外役員に関する事項

① 取締役 山本真氏

ア. 重要な兼職先と当社との関係
該当事項はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況と役割

当事業年度に開催した取締役会9回すべてに出席し、主に損害保険業界における長年の経験、幅広い見識から財務管理および内部統制システムについて当社に有用な発言等を行い、更に会社経営の豊富な経験と幅広い見識から、議案の審議に必要な発言を行いました。

ウ. 独立役員の届出

東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 監査役 大倉喜彦氏

ア. 重要な兼職先と当社との関係

中央建物株式会社の代表取締役社長であり、また、株式会社ホテルオークラの取締役会長であります。それぞれの会社は当社の株主であるほか特別な関係はありません。

株式会社ニッピの社外監査役であります。同社は当社の主要株主（自己株式を除く持株比率14.62%）であります。

イ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催した取締役会9回すべてに出席し、また、監査役会6回すべてに出席し、会社経営の豊富な経験と幅広い見識から、議案の審議に必要な発言を行いました。

ウ. 独立役員の届出

東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

③ 監査役 立馬歳郎氏

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催した取締役会9回すべてに出席し、また、監査役会6回すべてに出席し、会社経営の経験と学識者としての幅広い見識から、議案の審議に必要な発言を行いました。

ウ. 独立役員の届出

東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(6) 取締役および監査役の報酬等の額

① 取締役および監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬 (賞与)	非金銭報酬 (ストックオプション)	
取締役 (うち社外取締役)	79 (6)	70 (6)	—	9 (-)	10 (1)
監査役 (うち社外監査役)	40 (12)	40 (12)	—	—	4 (2)
合 計 (うち社外役員)	120 (18)	110 (18)	—	9 (-)	14 (3)

- (注) 1. 当事業年度末現在の取締役は7名（うち社外取締役1名）、監査役は4名（うち社外監査役は2名）であります。
2. 上記報酬等の総額には、使用人兼務役員の使用人分給与は含まれておりません。
3. 上記報酬等の総額には、2020年6月25日開催の第188回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名、2021年1月31日をもって辞任した取締役1名への支払いを含んでおります。

② 業績連動報酬等に関する事項

事業年度ごとの会社業績向上に対する意識を高めるため、単年度の業績指標の目標として連結営業利益を掲げ、その目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年一定の時期に支給することとしています。業績指標として連結営業利益を選定した理由は、当社グループの近時の対処すべき課題として、収益性の早期改善を重要課題に掲げ、これを改善すべく当事業年度の経営計画において連結営業利益の目標達成評価を最重要指標と設定したためです。

業績連動報酬等の額の算定方法は、当社取締役会において予め定める対象取締役の役位に基づき設定した基本となる額を、当事業年度の連結営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された賞与係数を乗じた額としております。（当事業年度は、親会社株主に帰属する当期純損失を計上したため業績連動報酬等は支給していません。）当事業年度の連結営業利益の推移は1.（5）財産および損益の状況の推移に記載のとおりです。

③ 非金銭報酬等の内容

業務執行取締役が業績向上に対する意欲や士気を一層高めることにより、企業価値の持続的向上を図るため、業務執行取締役に対しストックオプションとしての新株予約権を毎年一定の時期に交付しております。当該ストックオプションとしての新株予約権の内容は、取締役退任時に一定の権利行使期間を設定し、各取締役の個人別支給額（ストックオプションの割当株数）の決定にあたっては、各取締役の役位に基づき設定した基本となる額を、当該ストックオプション1株当たりの公正評価額で除することにより算出し、新株予約権を交付しております。その交付状況は3. 会社の新株予約権等に関する事項に記載のとおりです。

④ 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、2009年6月24日開催の第177回定時株主総会において年額250百万円以内（うち、社外取締役年額25百万円以内）と決議しております。また、当該金銭報酬とは別枠で、同定時株主総会において、ストックオプションとしての株式報酬の額を年額20百万円以内（社外取締役は交付対象外）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち、社外取締役は1名）です。

当社監査役の金銭報酬の額は、2009年6月24日開催の第177回定時株主総会において年額50百万円以内

と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名（うち、社外監査役は2名）です。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

ア. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

企業業績と中長期的な企業価値の向上を図るインセンティブとして機能し、株主利益とも連動し、かつ、各事業年度の経営計画も踏まえた報酬体系を構築すべく、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針（以下、「決定方針」という。）を2021年2月5日開催の取締役会において決議いたしました。

イ. 決定方針の内容の概要

- ・取締役の報酬は、毎月定時定額で支給する基本報酬、短期業績に連動する報酬としての賞与、株価によって変動する株式報酬であるストックオプションとしての新株予約権により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、ストックオプションとしての新株予約権は交付しない。
 - ・基本報酬は、役位、職責に応じて他社水準、従業員の給与水準および中長期実績や過去の支給実績を総合的に勘案して決定する。
 - ・業績連動報酬等は、各事業年度の連結営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として、毎年一定時期に支給する。
 - ・ストックオプションとしての株式報酬は、各業務執行取締役の役位に基づき設定した基本となる額を、公正評価額で除することにより算出して、毎年一定時期に新株予約権を交付する。
 - ・種類別の報酬割合については、当社の経営戦略・事業環境、職責および業績連動報酬における目標達成の難易度等を踏まえ、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準、従業員の給与・賞与水準を参考に、社外取締役を含む取締役会において協議を行う。取締役会の委任を受けた代表取締役社長は、当該協議内容を踏まえたうえで、種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。
- なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：業績連動報酬等：非金銭報酬等＝75：20：5とする。（業績指標を100％達成の場合）

ウ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、株主総会で決議された役員報酬限度額の範囲内で、社外取締役を含む取締役会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な協議を行っているため、取締役会も基本的に決定方針に沿うものであると判断しております。

⑥ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2020年6月25日開催の取締役会にて代表取締役社長武川雄二に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしています。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからです。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、社外取締役を含む取締役会において原案を協議し、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該協議の内容を踏まえ報酬等の決定を行っております。なお、ストックオプションとしての新株予約権は、社外取締役を含む取締役会で、取締役個人別の割当株式数を決議しております。

5. 会計監査人の状況

- (1) 会計監査人の名称
監査法人

- (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬

30百万円

- ② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

30百万円

- (注) 1. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬額の見積りの算出根拠などが適切であるかについて必要な検討を行ったうえで、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との監査契約において、金融商品取引法に基づく監査業務の報酬と会社法に基づく報酬を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めて記載しております。

- (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

- (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として、取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

- (1) 当社および当社グループの取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ① 社長をコンプライアンス最高責任者、管理本部担当取締役をコンプライアンス統括責任者とし、当社および当社グループ（以下「当社グループ」という。）の全役職員が法令・定款はもとより、当社の経営理念・目標、各種内部ルール、社会規範に則し適正な職務を執行し得る態勢を整備する。
 - ② コンプライアンス統括責任者は、コンプライアンスマニュアルの作成等、コンプライアンス推進のためのルール・体制の整備を行うとともに、内部監査室長にその取組状況を監査させる等、コンプライアンスの徹底を図る。また、総務部をコンプライアンス推進部門として当社グループの役職員に対する啓蒙・教育に当たらせる。
 - ③ コンプライアンス統括責任者は、内部通報窓口を設置する等、当社グループの役職員のコンプライアンス違反情報を速やかに収集する体制を確保する。違反情報については、内部監査室・関係部門と連携して事実を調査し、再発防止策を決定するとともに、重大な違反については、取締役会に報告する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
当社の取締役会は文書管理規程を定め、総務部長を管理責任者として、取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し保存、管理する。取締役、監査役はいつでもこれら文書または電磁的媒体を閲覧できる。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 当社グループを取り巻くリスクを自然災害、事故、内・外的要因や社会的要因に層別して認識し、経営企画室が当社グループのリスクの監視・対応を行う。
 - ② 当社グループの取締役は各部門長と協同して、担当業務に付随する個別リスクの監視・対応を行うものとし、適宜その状況や対応を取締役に報告・協議する。
- (4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 当社の取締役会は、当社グループの取締役が職務の執行を適正かつ効率的に行えるよう、職務分掌、職務権限、決裁基準はじめ各種ルールやＩＴインフラ等の整備を促進する。
 - ② 当社の取締役会は毎期経営計画を策定し、事業部門またはグループ会社毎に業績目標を設定するとともに、これを所管する各取締役は、計画・目標を具体化するために担当部門の事業計画を策定し、実施すべき施策、予算、組織体制や要員を決定する。
 - ③ 当社の取締役は、原則毎月経営計画の進捗状況をレビューし、取締役会に報告する。取締役会では進捗状況を評価し、今後の推進に向けた対応を担当部門またはグループ会社に指示する等、職務の効率的遂行を図る。
- (5) 当社および当社の子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ① 販売子会社は営業統括本部長を、生産子会社は調達本部長をそれぞれ責任者として、法令遵守体制・リスク管理体制を構築するほか、コンプライアンス統括責任者は当社グループ全体のコンプライアンスの取組みを統括し、徹底を図る。
 - ② 当社の子会社の取締役等は、その職務の執行状況について定期的に当社に対して報告を行う。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役は、必要に応じその職務を補助すべき使用人に対し、監査に必要な事項を命令することができる。
- (7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役から命令を受けたその職務を補助すべき使用人は、当該職務の執行に関して取締役等の指示命令を受けない。
- (8) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ① 当社グループの取締役および使用人等は、当社グループの経営に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報の状況を速やかに監査役に報告する。
 - ② 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。
- (9) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ① 監査役は、取締役会に出席するほか随時取締役・会計監査人と意見交換する。
 - ② 監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い等の請求をしたときは、監査の実効性を担保すべく適切に対応する。
- (10) 反社会的勢力排除のための基本的な考え方および整備状況
 - ① 当社グループは、反社会的勢力との一切の関係を遮断し、反社会的勢力による不当要求には毅然とした姿勢で対応する。
 - ② 反社会的勢力から不当要求を受けた場合の社内対応部署を総務部とするほか、各部門長を責任者として、警察等の外部専門機関と緊密に連携し組織的に対応する。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における上記体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- (1) コンプライアンスに対する取組み
当社グループでは、コンプライアンスマニュアルに基づき、全役職員が法令、定款をはじめ各種ルールに則って行動するよう徹底を図るとともに、内部通報制度として社内窓口を総務部、社外窓口を顧問弁護士事務所に設け、全役職員に周知徹底し、通報があった場合は、その内容の事実確認を行った後、速やかに対策を実施しております。また、全役職員の遵法意識向上のため、毎月「コンプラ便り」を発信し、社内啓蒙活動を行っております。
- (2) 職務執行が効率的に行われることに対する取組み
取締役会を原則毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令、定款および重要な事項について意思決定を行いました。また、経営方針や経営戦略に関わる重要事項について慎重かつ迅速に決定、執行を行うため、事前に取締役等によって構成される役員連絡会を適宜開催し、議論および審議を行っております。
- (3) リスク管理に対する取組み
「情報セキュリティポリシー」に則り情報セキュリティ委員会を設置し、当社グループの情報セキュリティに関するマネジメント体制およびリスク状況を評価しております。
また、BCP対応、人材の確保・流出防止や生産性の向上等を目的としたテレワーク勤務規程を制定し、有事においてもWEB会議等を活用し、円滑な業務実施・継続を可能にしております。
- (4) 企業集団における業務の適正の確保に対する取組み
内部監査室が、内部監査年間計画に基づき、本社およびグループ各社への内部監査ならびに内部統制の整備、運用状況の確認を行っております。また、取締役会や経営会議等に参加し、経営課題等へのモニタリングを実施する等、当社グループの業務の適正の確保に取り組んでおります。

8. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

(1) 会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念をはじめ当社の財務基盤や事業内容等の企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。

一方、金融商品取引所に上場する株式会社としての当社の株主の在り方は、市場での自由な取引を通じて決まるものであり、当社の支配権の移転を伴う買収行為がなされた場合に、これに応じるか否かの判断も最終的には株主の皆さまの意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付行為や買付提案の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の株主や取締役会が買付行為や買付提案の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するために合理的に必要な十分な時間や情報を提供することのないもの、買付条件等が対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に照らして著しく不十分又は不適当であるもの、対象会社の企業価値の維持・増大に必要不可欠なステークホルダーとの関係を破壊する意図のあるもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、上記の例を含め当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある大量買付等を行う者は、例外的に当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切と考えております。

(2) 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社は「靴を通して、お客さまに、足元から美と健康を提供する」という事業ミッションを掲げ、

- ① 私たちは、お客さま第一にマーケット志向で行動する顧客創造企業を目指します。
- ② 品質重視に徹した靴作りとサービスで、お客さまに安全と安心と満足を提供します。
- ③ コンプライアンスの徹底と、事業を通じての人材の育成に努め、社会の皆さまから高い信頼を得る企業を目指します。

という企業理念で経営に取組み、企業価値の向上を図るとともに、社会と経済の発展にも貢献することを経営の基本としております。

当社は、1902年（明治35年）の創業以来、一貫して靴の企画・製造・販売に従事しております。靴を履物であると同時に文化・生活の創造の原動力のひとつととらえ、新しい価値の提案をし、提供することで事業の発展を図ってまいりました。

今後も当社の長い歴史の中で培われた高度な技術に磨きをかけ、新たな付加価値を追求してまいります。マーケット志向でお客さまに新しい価値を提供し続けるために、小売事業を通してそのシナジー効果を卸売事業、製造・調達事業に活かしてまいります。また、調達のグローバル化への対応、人材の育成、財務体質強化等による経営基盤の強化も図ってまいります。

当社は企業価値を継続的に向上させていくために、透明で公正な経営を行うことを目指しております。このため、株主、投資家の皆さまをはじめとするすべてのステークホルダーに対して経営の透明性を高め、コーポレート・ガバナンスを有効に機能させるため、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる組織体制を構築し、維持することを重要な施策としております。取締役の経営責任をより明確にするため、任期を1年とするとともに、業務執行機関の監督・監査機能を強化するため、社外取締役1名、社外監査役2名を選任しております。

また、監査役による取締役会への出席や業務状況の調査などを通じ、取締役会の職務執行を十分監視できる体制となっております。

- (3)「当社株式の大量買付行為への対応策」(以下「本プラン」という。)の内容(会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みの概要)

当社は上記基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして、2018年6月27日開催の当社第186回定時株主総会において株主の皆さまのご承認を得て継続しております。

本プランの詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト掲載のIR情報「当社株式の大量買付行為への対応策(買収防衛策)の継続について」(2018年5月11日付)をご参照ください。

(アドレス https://www.regal.co.jp/cms/pdf/2018-05-11-3_1.pdf)

- (4) 本プランの合理性について(本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて)

本プランは、当社株式に対する大量買付行為がなされた際に、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆さまが判断し、あるいは取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、または株主の皆さまのために買付者等と交渉を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させる取組みであり、まさに当社の基本方針に沿うものであります。

また当社は、a.買収防衛策に関する指針の要件を充足していることおよび経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」および東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5いわゆる買収防衛策」の内容を踏まえたものとなっていること、b.株主意思を反映させるものであること、c.独立性の高い社外者のみから構成される特別委員会の勧告を最大限尊重するものであること、d.デッドハンド型およびスローハンド型買収防衛策ではないこと等踏まえ、本プランは、当社の株主の皆さまの共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

なお、2021年5月14日開催の当社取締役会において、当社第189回定時株主総会における株主の皆さまのご承認を条件に、本プランの内容を一部語句の修正を行ったうえで継続することを決定いたしました。詳細は招集ご通知に添付の株主総会参考書類第3号議案「当社株式の大量買付行為への対応策(買収防衛策)継続の件」(35頁から48頁)をご参照ください。

9. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、当業界の収益が市況動向による影響を受けやすいことから、将来にわたり安定的な経営基盤の確保と競争力の強化のため、内部留保の充実に留意いたしますとともに、配当政策につきましては、安定配当の維持を基本方針といたしております。

しかしながら、当期の期末配当金につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大が当社の業績に与える影響は甚大であり、今後も先行きが不透明な事業環境下におきましては、財務基盤の強化を図ることが優先であると判断し、誠に遺憾ながら2021年5月14日開催の取締役会決議により、無配とさせていただきます。

株主の皆さまには深くお詫び申し上げますとともに、早期の業績回復および復配に向け全力を尽くす所存でございますので、何卒ご理解・ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨て、比率および1株当たり情報については四捨五入して表示しております。

## 連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目                    | 金 額           | 科 目                      | 金 額           |
|------------------------|---------------|--------------------------|---------------|
| <b>(資 産 の 部)</b>       |               | <b>(負 債 の 部)</b>         |               |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>18,024</b> | <b>流 動 負 債</b>           | <b>13,248</b> |
| 現 金 及 び 預 金            | 6,893         | 支 払 手 形 及 び 買 掛 金        | 1,726         |
| 受 取 手 形 及 び 売 掛 金      | 3,003         | 短 期 借 入 金                | 9,386         |
| 電 子 記 録 債 権            | 279           | リ ー ス 債 務                | 19            |
| 商 品 及 び 製 品            | 6,676         | 未 払 法 人 税 等              | 44            |
| 仕 掛 品                  | 262           | ポ イ ン ト 引 当 金            | 136           |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品        | 600           | 店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金        | 36            |
| そ の 他                  | 597           | そ の 他                    | 1,899         |
| 貸 倒 引 当 金              | △289          | <b>固 定 負 債</b>           | <b>4,337</b>  |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>9,846</b>  | 長 期 借 入 金                | 2,502         |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>5,417</b>  | リ ー ス 債 務                | 22            |
| 建 物 及 び 構 築 物          | 3,078         | 繰 延 税 金 負 債              | 7             |
| 機 械 装 置 及 び 運 搬 具      | 88            | 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債  | 45            |
| 土 地                    | 1,979         | 退 職 給 付 に 係 る 負 債        | 1,540         |
| リ ー ス 資 産              | 33            | 資 産 除 去 債 務              | 188           |
| そ の 他                  | 237           | そ の 他                    | 31            |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>69</b>     | <b>負 債 合 計</b>           | <b>17,586</b> |
| リ ー ス 資 産              | 6             | <b>(純 資 産 の 部)</b>       |               |
| 電 話 加 入 権              | 25            | <b>株 主 資 本</b>           | <b>8,908</b>  |
| ソ フ ト ウ エ ア            | 36            | 資 本 金                    | 5,355         |
| そ の 他                  | 1             | 資 本 剰 余 金                | 751           |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>4,360</b>  | 利 益 剰 余 金                | 2,950         |
| 投 資 有 価 証 券            | 2,430         | 自 己 株 式                  | △148          |
| 長 期 貸 付 金              | 25            | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額    | 1,289         |
| 破 産 更 生 債 権 等          | 47            | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金  | 1,072         |
| 敷 金 及 び 保 証 金          | 1,113         | 土 地 再 評 価 差 額 金          | 96            |
| 繰 延 税 金 資 産            | 603           | 為 替 換 算 調 整 勘 定          | 85            |
| そ の 他                  | 215           | 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額  | 34            |
| 貸 倒 引 当 金              | △77           | 新 株 予 約 権                | 61            |
|                        |               | 非 支 配 株 主 持 分            | 26            |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>27,871</b> | <b>純 資 産 合 計</b>         | <b>10,285</b> |
|                        |               | <b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b> | <b>27,871</b> |

## 連 結 損 益 計 算 書

( 2020年 4 月 1 日から  
2021年 3 月31日まで )

(単位：百万円)

| 科 目                |       | 金 額    |
|--------------------|-------|--------|
| 売上高                |       | 19,200 |
| 売上原価               |       | 11,292 |
| 売上総利益              |       | 7,908  |
| 販売費及び一般管理費         |       | 10,089 |
| 営業外損収              |       | △2,181 |
| 受取利息               | 11    |        |
| 受取当金               | 54    |        |
| 為替差益               | 46    |        |
| 受雑金                | 76    |        |
| 営業外費用              | 80    | 268    |
| 支払利息               | 63    |        |
| 持分法による投資損失         | 9     |        |
| 支払手数料              | 4     |        |
| 経常損失               | 67    |        |
| 特別損失               | 29    | 174    |
| 固定資産売却益            |       | △2,087 |
| 投資有価証券売却益          | 0     |        |
| 助成金等収入             | 80    |        |
| 特別損失               | 836   | 917    |
| 固定資産除却損            | 28    |        |
| 固定資産売却損            | 39    |        |
| 減損損失               | 332   |        |
| 投資有価証券売却損          | 6     |        |
| 投資有価証券評価損          | 14    |        |
| 店舗閉鎖損失引当金繰入額       | 24    |        |
| 事業構造改善費用           | 1,129 |        |
| 臨時休業等による損失         | 1,259 | 2,834  |
| 税金等調整前当期純損失(△)     |       | △4,004 |
| 法人税、住民税及び事業税       | 53    |        |
| 法人税等調整額            | 360   | 413    |
| 当期純損失(△)           |       | △4,418 |
| 非支配株主に帰属する当期純利益    |       | △0     |
| 親会社株主に帰属する当期純損失(△) |       | △4,417 |

## 連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                      | 株 主 資 本 |           |           |         |             |
|----------------------|---------|-----------|-----------|---------|-------------|
|                      | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 当 期 首 残 高            | 5,355   | 743       | 7,266     | △194    | 13,171      |
| 当 期 変 動 額            |         |           |           |         |             |
| 剰 余 金 の 配 当          |         |           | △63       |         | △63         |
| 親会社株主に帰属する当期純損失 (△)  |         |           | △4,417    |         | △4,417      |
| 自 己 株 式 の 取 得        |         |           |           | △0      | △0          |
| 自 己 株 式 の 処 分        |         | 7         |           | 46      | 53          |
| 土地再評価差額金の取崩          |         |           | 163       |         | 163         |
| 株主資本以外の項目の当期変動額 (純額) |         |           |           |         |             |
| 当 期 変 動 額 合 計        | －       | 7         | △4,316    | 45      | △4,263      |
| 当 期 末 残 高            | 5,355   | 751       | 2,950     | △148    | 8,908       |

|                      | その他の包括利益累計額            |         |                |              |                        |                       | 新株予約権 | 非支配株主<br>持 分 | 純資産合計  |
|----------------------|------------------------|---------|----------------|--------------|------------------------|-----------------------|-------|--------------|--------|
|                      | そ の 他<br>有価証券<br>評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 土地再評価<br>差 額 金 | 為替換算<br>調整勘定 | 退職給付<br>に 係 る<br>調整累計額 | その他の<br>包括利益<br>累計額合計 |       |              |        |
| 当 期 首 残 高            | 768                    | 0       | 260            | 72           | △44                    | 1,058                 | 105   | 26           | 14,362 |
| 当 期 変 動 額            |                        |         |                |              |                        |                       |       |              |        |
| 剰 余 金 の 配 当          |                        |         |                |              |                        |                       |       |              | △63    |
| 親会社株主に帰属する当期純損失 (△)  |                        |         |                |              |                        |                       |       |              | △4,417 |
| 自 己 株 式 の 取 得        |                        |         |                |              |                        |                       |       |              | △0     |
| 自 己 株 式 の 処 分        |                        |         |                |              |                        |                       |       |              | 53     |
| 土地再評価差額金の取崩          |                        |         | △163           |              |                        | △163                  |       |              | －      |
| 株主資本以外の項目の当期変動額 (純額) | 303                    | △0      | －              | 12           | 78                     | 394                   | △44   | △0           | 349    |
| 当 期 変 動 額 合 計        | 303                    | △0      | △163           | 12           | 78                     | 230                   | △44   | △0           | △4,077 |
| 当 期 末 残 高            | 1,072                  | －       | 96             | 85           | 34                     | 1,289                 | 61    | 26           | 10,285 |

## 貸 借 対 照 表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目        | 金 額    | 科 目           | 金 額    |
|------------|--------|---------------|--------|
| (資 産 の 部)  |        | (負 債 の 部)     |        |
| 流 動 資 産    | 16,025 | 流 動 負 債       | 12,597 |
| 現金及び預金     | 5,931  | 支払手形          | 543    |
| 受取掛手形      | 318    | 買掛金           | 1,149  |
| 商品及び製品     | 3,022  | 短期借入金         | 9,593  |
| 仕掛品        | 6,432  | リース負債         | 19     |
| 材料及び貯蔵品    | 1      | 未払法人税等        | 106    |
| 前払費用       | 228    | 未払法人税等        | 26     |
| 関係会社短期貸付金  | 211    | ポイント引当金       | 932    |
| 倒引当金       | 5      | 店舗閉鎖損失引当金     | 32     |
| 固定資産       | 135    | そ の 他         | 34     |
| 有形固定資産     | △263   | 固 定 負 債       | 158    |
| 建物         | 9,518  | 長期借入金         | 3,646  |
| 構築物        | 4,028  | リース負債         | 2,502  |
| 機械装置及び運搬用具 | 1,905  | 退職給付引当金       | 22     |
| 工具、器具及び備品  | 29     | 資産除却負債        | 1      |
| 土地         | 46     | 再評価に係る繰延税金負債  | 1,060  |
| リース資産      | 75     | の             | 11     |
| 無形固定資産     | 1,938  | 負 債 合 計       | 45     |
| 投資その他の資産   | 33     |               | 3      |
| 投資有価証券     | 65     |               | 16,243 |
| 関係会社出資     | 5,424  | (純 資 産 の 部)   |        |
| 関係会社長期貸付金  | 2,268  | 株 主 資 本       | 8,075  |
| 敷金及び保証金    | 553    | 資本剰余金         | 5,355  |
| 繰上りの引当金    | 238    | 資本準備金         | 671    |
| 投資損失引当金    | 2,594  | その他資本剰余金      | 662    |
| 倒引当金       | 1,067  | 利益剰余金         | 8      |
|            | 559    | 利益準備金         | 2,182  |
|            | 379    | その他利益剰余金      | 180    |
|            | △480   | 繰越利益剰余金       | 2,002  |
|            | △1,756 | 自 己 株 式       | 2,002  |
|            |        | 評価・換算差額等      | △133   |
|            |        | その他有価証券評価差額金  | 1,162  |
|            |        | 土地再評価差額金      | 1,066  |
|            |        | 新株予約権         | 96     |
|            |        | 純 資 産 合 計     | 61     |
| 資 産 合 計    | 25,543 | 負 債 純 資 産 合 計 | 9,300  |
|            |        |               | 25,543 |

## 損益計算書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目          |       | 金 額 |        |
|--------------|-------|-----|--------|
| 売上高          |       |     | 15,604 |
| 売上原価         |       |     | 10,310 |
| 売上総利益        |       |     | 5,294  |
| 販売費及び一般管理費   |       |     | 6,887  |
| 営業損失         |       |     | △1,592 |
| 営業外収入        |       |     |        |
| 受取利息         | 22    |     |        |
| 受取配当金        | 51    |     |        |
| 受取補償金        | 72    |     |        |
| 雑収入          | 39    |     | 185    |
| 営業外費用        |       |     |        |
| 支払利息         | 67    |     |        |
| 売上割引         | 9     |     |        |
| 貸倒引当金繰入額     | 1,171 |     |        |
| 投資損失引当金繰入額   | 340   |     |        |
| 雑支出          | 95    |     | 1,684  |
| 経常損失(△)      |       |     | △3,091 |
| 特別利益         |       |     |        |
| 投資有価証券売却益    | 72    |     |        |
| 助成金等収入       | 73    |     | 146    |
| 特別損失         |       |     |        |
| 固定資産除却損      | 0     |     |        |
| 固定資産売却損      | 39    |     |        |
| 減損損失         | 190   |     |        |
| 関係会社株式評価損    | 37    |     |        |
| 貸倒引当金繰入額     | 21    |     |        |
| 店舗閉鎖損失引当金繰入額 | 24    |     |        |
| 事業構造改善費用     | 982   |     |        |
| 臨時休業等による損失   | 158   |     | 1,454  |
| 税引前当期純損失(△)  |       |     | △4,398 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 31    |     |        |
| 法人税等調整額      | 322   |     | 354    |
| 当期純損失(△)     |       |     | △4,753 |

## 株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                     | 株 主 資 本 |       |          |         |           |          |         |         |      |        |
|---------------------|---------|-------|----------|---------|-----------|----------|---------|---------|------|--------|
|                     | 資 本 金   | 資本剰余金 |          |         | 利 益 剰 余 金 |          |         |         | 自己株式 | 株主資本計合 |
|                     |         | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金計合 | 利益準備金     | その他利益剰余金 |         | 利益剰余金計合 |      |        |
|                     |         |       |          |         |           | 圧縮積立金    | 繰越利益剰余金 |         |      |        |
| 当 期 首 残 高           | 5,355   | 662   | 0        | 663     | 174       | 27       | 6,633   | 6,835   | △178 | 12,675 |
| 当 期 変 動 額           |         |       |          |         |           |          |         |         |      |        |
| 剰 余 金 の 配 当         |         |       |          |         | 6         |          | △69     | △63     |      | △63    |
| 当期純損失 (△)           |         |       |          |         |           |          | △4,753  | △4,753  |      | △4,753 |
| 圧縮積立金の取崩            |         |       |          |         |           | △27      | 27      |         |      | －      |
| 自己株式の取得             |         |       |          |         |           |          |         |         | △0   | △0     |
| 自己株式の処分             |         |       | 7        | 7       |           |          |         |         | 46   | 53     |
| 土地再評価差額金の取崩         |         |       |          |         |           |          | 163     | 163     |      | 163    |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |         |       |          |         |           |          |         |         |      |        |
| 当 期 変 動 額 合 計       | －       | －     | 7        | 7       | 6         | △27      | △4,631  | △4,652  | 45   | △4,599 |
| 当 期 末 残 高           | 5,355   | 662   | 8        | 671     | 180       | －        | 2,002   | 2,182   | △133 | 8,075  |

|                     | 評 価 ・ 換 算 差 額 等  |         |                |                    | 新株予約権 | 純資産合計  |
|---------------------|------------------|---------|----------------|--------------------|-------|--------|
|                     | その他有価証券<br>評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 土地再評価<br>差 額 金 | 評価・換算<br>差 額 等 合 計 |       |        |
| 当 期 首 残 高           | 774              | 0       | 260            | 1,035              | 105   | 13,816 |
| 当 期 変 動 額           |                  |         |                |                    |       |        |
| 剰 余 金 の 配 当         |                  |         |                |                    |       | △63    |
| 当期純損失 (△)           |                  |         |                |                    |       | △4,753 |
| 圧縮積立金の取崩            |                  |         |                |                    |       | －      |
| 自己株式の取得             |                  |         |                |                    |       | △0     |
| 自己株式の処分             |                  |         |                |                    |       | 53     |
| 土地再評価差額金の取崩         |                  |         | △163           | △163               |       | －      |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 291              | △0      | －              | 291                | △44   | 247    |
| 当 期 変 動 額 合 計       | 291              | △0      | △163           | 127                | △44   | △4,516 |
| 当 期 末 残 高           | 1,066            | －       | 96             | 1,162              | 61    | 9,300  |

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月19日

株式会社リーガルコーポレーション  
取締役会 御中

藍監査法人

東京都港区

指 定 社 員 公認会計士 角 田 浩 ㊞  
業務執行社員  
指 定 社 員 公認会計士 小 林 新 太 郎 ㊞  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社リーガルコーポレーションの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リーガルコーポレーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

(追加情報) (新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り) に記載の通り、新型コロナウイルス感染拡大は、会社にとって多大な影響を及ぼしている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月19日

株式会社リーガルコーポレーション  
取締役会 御中

監査法人

東京都港区

指 定 社 員 公認会計士 角 田 浩 ㊞  
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 小 林 新 太 郎 ㊞  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社リーガルコーポレーションの2020年4月1日から2021年3月31日までの第189期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 強調事項

（追加情報）（新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り）に記載の通り、新型コロナウイルス感染拡大は、会社に多大な影響を及ぼしている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第189期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月20日

株式会社リーガルコーポレーション 監査役会

|       |   |   |   |   |   |
|-------|---|---|---|---|---|
| 常勤監査役 | 白 | 崎 | 裕 | 公 | ㊞ |
| 常勤監査役 | 古 | 賀 | 辰 | 哉 | ㊞ |
| 社外監査役 | 大 | 倉 | 喜 | 彦 | ㊞ |
| 社外監査役 | 立 | 馬 | 歳 | 郎 | ㊞ |

以 上

## 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

## 第1号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、コーポレート・ガバナンスの更なる強化を図るため社外取締役を1名増員し2名とし、取締役8名の選任をお願いするものであります。（2020年6月25日開催の当社第188回定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名、うち社外取締役は1名でありました。）

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                       | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                           | 所 有 す る<br>当 社 株 式 の 数 |
|------------|----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 1          | たけ かわ ゆう じ<br>武 川 雄 二<br>(1957年4月3日生)  | 1980年4月 当社入社<br>2001年10月 当社商品企画二部長<br>2009年4月 当社営業副本部長<br>2015年4月 当社経営企画室長<br>2017年4月 当社営業本部長<br>2017年6月 当社取締役 営業本部長<br>2020年4月 当社代表取締役社長（現在）                 | 1,800株                 |
|            |                                        | 〈取締役候補者とした理由〉<br>武川雄二氏は、当社の営業・商品企画部門に長年にわたり携わり、当社グループの経営に関する豊富な経験・知見を有しており、2020年4月に代表取締役社長に就任以来、当社グループの構造改革と収益性改善、企業価値向上へリーダーシップを発揮することが期待されるため、取締役候補者となりました。 |                        |
| 2          | やす だ なお ひと<br>安 田 直 人<br>(1954年1月23日生) | 1976年4月 当社入社<br>2007年4月 当社内部監査室長<br>2010年6月 当社取締役 経営企画室長<br>2013年6月 当社常務取締役 管理本部長、経営企画室長<br>2015年4月 当社常務取締役 管理本部長<br>2021年2月 当社常務取締役 調達本部長（現在）                | 3,800株                 |
|            |                                        | 〈取締役候補者とした理由〉<br>安田直人氏は、当社の管理・経営企画・生産管理部門等幅広い分野に長年にわたり携わり、当社グループの経営管理に関する豊富な経験・知見を有しており、今後とも当社グループの生産・調達体制の強化および企業価値向上への貢献が期待されるため、取締役候補者となりました。              |                        |

| 候補者<br>番 号                                                                                                                                                                                   | 氏 名<br>(生 年 月 日)         | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                          | 所 有 す る<br>当 社 株 式 の 数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 3                                                                                                                                                                                            | 浦 聖 貴<br>(1960年3月7日生)    | 1983年4月 当社入社<br>2008年4月 当社経理部長<br>2010年4月 当社管理副本部長、経理部長<br>2010年6月 当社取締役 管理副本部長、経理部長<br>2021年2月 当社取締役 管理本部長、経理部長<br>2021年4月 当社取締役 管理本部長（現在）                                                                                                  | 4,200株                 |
| 〈取締役候補者とした理由〉<br>浦聖貴氏は、当社の管理部門に長年にわたり携わり、当社グループの経営管理・経理・財務に関する豊富な経験・知見を有しており、今後とも当社グループの財務体質基盤の強化・企業価値向上とコーポレート・ガバナンス体制強化への貢献が期待されるため、取締役候補者となりました。                                          |                          |                                                                                                                                                                                                                                              |                        |
| 4                                                                                                                                                                                            | 青 野 元 一<br>(1962年3月18日生) | 1984年4月 当社入社<br>2008年4月 当社紳士営業部長<br>2011年4月 当社営業副本部長、紳士営業部長<br>2014年4月 当社営業副本部長、商品企画一部長<br>2019年4月 当社営業副本部長、株式会社リーガル販売代表取締役社長<br>2020年4月 当社営業統括本部長、株式会社リーガル販売代表取締役社長<br>2020年6月 当社取締役 営業統括本部長、株式会社リーガル販売代表取締役社長<br>2021年4月 当社取締役 営業統括本部長（現在） | 500株                   |
| 〈取締役候補者とした理由〉<br>青野元一氏は、当社の営業・商品企画部門に長年にわたり携わり、当社グループの販売子会社代表取締役を歴任するなど豊富な経験と実績を有しており、今後とも当社グループの成長と企業価値向上への貢献が期待されるため、取締役候補者となりました。                                                         |                          |                                                                                                                                                                                                                                              |                        |
| 5<br>※                                                                                                                                                                                       | 白 崎 裕 公<br>(1960年2月22日生) | 1982年4月 当社入社<br>2008年4月 当社業務統括部長<br>2012年4月 当社人事総務部長<br>2019年6月 当社常勤監査役（現在）                                                                                                                                                                  | 1,900株                 |
| 〈取締役候補者とした理由〉<br>白崎裕公氏は、現在常勤監査役ですが、当社の営業・業務管理および管理部門に長年にわたり携わり、当社グループの経営管理・人事・総務に関する豊富な経験・知見を有しており、今後は取締役として人材育成やコーポレート・ガバナンス体制の強化をはじめ、経営上の重要事項の決定および業務執行など適切に実行することが期待されるため、新任取締役候補者となりました。 |                          |                                                                                                                                                                                                                                              |                        |
| 6<br>※                                                                                                                                                                                       | 横 尾 厚 史<br>(1961年9月19日生) | 1984年4月 当社入社<br>2015年4月 当社業務統括部長<br>2020年4月 当社営業統括室長、販売促進部長<br>2021年4月 当社経営企画室（現在）                                                                                                                                                           | 100株                   |
| 〈取締役候補者とした理由〉<br>横尾厚史氏は入社以来、営業・商品管理・業務管理部門での豊富な経験と実績を有しており、取締役として経営上の重要事項の決定および業務執行など適切に実行することが期待されるため、新任取締役候補者となりました。                                                                       |                          |                                                                                                                                                                                                                                              |                        |

| 候補者<br>番 号 | 氏<br>名<br>(生 年 月 日)                   | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                | 所 有 す<br>る<br>当 社 株 式 の 数 |
|------------|---------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
| 7          | やま もと まこと<br>山 本 真<br>(1952年12月14日生)  | 2007年 7 月 あいおい損害保険株式会社執行役員<br>2010年 6 月 同社常勤監査役<br>2010年10月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社常勤監査役<br>2014年 3 月 同社退社<br>2018年 6 月 当社社外取締役（現在）                                                                                                                                                     | 600株                      |
|            |                                       | 〈社外取締役候補者とした理由・期待される役割〉<br>山本真氏は、損害保険業界における長年の経験と企業経営、事業活動に伴うリスク・内部統制に関する豊富な知見を有しており、当社の経営全般に助言・提言をいただくとともに、財務管理をはじめ、内部統制を含めたコーポレート・ガバナンスに関する視点からも経営の透明性・監督機能を高めリスクマネジメント体制強化への貢献が期待されるため、引き続き社外取締役候補者といいたしました。                                                                    |                           |
| 8<br>※     | うえ だ み ほ<br>上 田 美 帆<br>(1972年 1月19日生) | 1999年 4 月 弁護士登録<br>沼田法律事務所<br>2016年 3 月 麹町誠志法律事務所<br>2017年 4 月 サンライズ法律事務所（現在）<br>2018年 6 月 トレイダーズホールディングス株式会社社外取締役、<br>ジェコス株式会社補欠監査役（現在）                                                                                                                                           | 0株                        |
|            |                                       | 〈社外取締役候補者とした理由・期待される役割〉<br>上田美帆氏は、弁護士として企業法務を中心に豊富な経験と専門性を有しており、上場会社での社外取締役の経験もあることから、当社の経営全般に助言・提言をいただくことで、リスクマネジメントやコンプライアンスをはじめとしたコーポレート・ガバナンス体制強化および継続的な企業価値向上へ貢献が期待されるため、新任の社外取締役候補者といいたしました。なお、同氏は、社外取締役となること以外の方法で会社経営には関与したことはありませんが、上記理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。 |                           |

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
3. 取締役候補者白崎裕公氏は現在当社の常勤監査役であります。本総会終結の時をもって監査役を辞任により退任いたします。
4. 取締役候補者山本真氏および上田美帆氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、山本真氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、上田美帆氏が選任された場合、同様に独立役員となる予定であります。
5. 山本真氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって3年であります。
6. 当社と社外取締役候補者山本真氏は、会社法第423条第1項の賠償責任について、会社法第427条第1項に基づき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合は、当社は同氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、社外取締役候補者上田美帆氏が選任された場合、当社は同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
7. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金・防護費用等の損害を補填することとしており、2021年7月更新の予定であります。本議案の取締役候補者の各氏のうち再任候補者につきましては、すでに当該保険契約の被保険者となっており、選任後は引き続き被保険者となります。また、新任の候補者につきましては、選任後被保険者となります。なお、当該保険料は、全額当社が負担しております。

## 第2号議案 補欠監査役1名選任の件

法令または定款に定める監査役の員数を欠く場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏 名<br>(生 年 月 日)                      | 略歴、地位および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                             | 所 有 す る<br>当 社 株 式 の 数 |
|---------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| やす い けん じ<br>安 居 賢 二<br>(1945年9月30日生) | 1964年4月 仙台国税局入局<br>1995年7月 麴町税務署副署長<br>2003年7月 相模原税務署署長<br>2004年7月 目黒税務署署長<br>2005年1月 安居賢二税理士事務所代表（現在）<br>2006年6月 当社買収防衛策特別委員会委員（現在）<br>〈補欠監査役候補者とした理由〉<br>安居賢二氏は、国税局、税務署署長を歴任し税理士事務所代表として長年にわたり税務、会計に関する豊富な実績と専門性を有しており、その豊かな経験と幅広い見識をもとに、当社の監査に反映していただくため、補欠監査役候補者といたしました。 | 0株                     |

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 補欠監査役候補者安居賢二氏は、社外監査役候補者であります。
3. 安居賢二氏が社外監査役に就任された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
4. 安居賢二氏が社外監査役に就任された場合、当社は同氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任について、会社法第427条第1項に基づき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結する予定であります。
5. 安居賢二氏が社外監査役に就任された場合、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約の被保険者となる予定であります。

### 第3号議案 当社株式の大量買付行為への対応策(買収防衛策)継続の件

当社は、当初2006年5月26日開催の当社取締役会および2006年6月29日開催の当社第174回定時株主総会の決議に基づき、「当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）」を導入し、直近では2018年5月11日開催の当社取締役会および2018年6月27日開催の当社第186回定時株主総会の決議により継続しておりますが（以下「現プラン」といいます。）、その有効期限は、2021年6月24日開催予定の当社第189回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）終結の時までとなっております。

当社では、現プランの導入および継続の決定後も、社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向および様々な議論の進展、コーポレートガバナンス・コードの趣旨等を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みのひとつとして、継続の是非も含め、その在り方について引き続き検討を進めてまいりました。

その結果、2021年5月14日開催の当社取締役会において、社外取締役を含む取締役7名全員が出席し、会社法施行規則第118条第3号に定める「株式会社が当該株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下「会社の支配に関する基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって、当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして、現プランの一部語句の修正を行ったプランを、本株主総会における株主の皆さまのご承認を条件に、継続（以下継続後の対応策を「本プラン」といいます。）することを決定いたしましたのでお諮りするものであります。本プランの継続にあたり、一部語句の修正、整理等を行っておりますが、基本的なスキームに変更はございません。

#### <現プランを継続する理由>

靴業界におきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響は大きく、全国的に不要不急の外出を抑える動きが継続しており、消費動向は依然として低調に推移し、厳しい経営環境が続いております。

このような環境のなか、当社グループは、収益性の早期改善を重点課題に掲げ、お客さまニーズやライフスタイルの変化に適切かつ迅速に対応した商品開発を行うとともに、取扱いブランド・展開アイテム数の適正化と効率化による収益性の向上、ウェブ環境整備によるビジネスモデル改革の推進に取り組んでまいりました。

一方、現時点の日本の資本市場と法制度のもとにおいては、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような大量買付行為がなされる可能性は、否定できない状況にあります。

金融商品取引法は、一定の大量買付行為に対し公開買付けを義務付けるとともに、開示や手続きに係るルールを定めておりますが、原則として市場外取引のみを適用対象としており、市場内取引については適用されません。また、突然の敵対的な大量買付行為がなされた際に、株主の皆さまに対して必要な情報が提供されたうえで十分な検討期間を確保されることが必要であるにもかかわらず、対象企業からの質問に対し買付者は回答する必要がないと認める理由を明らかにしたうえで回答を拒否できること、公開買付け期間の上限が実質的に30営業日となる可能性が高いことなどから、株主の皆さまに必要な情報と検討期間が十分に確保されないリスクがあると考えられます。

当社の現プランの目的は、大量買付者やその提案内容などについて株主の皆さまの検討に必要な情報と時間を十分に確保するとともに、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大量買付行為に対する対抗措置を準備しておくことにあります。

以上のことから、本株主総会における株主の皆さまのご承認を条件に3年間を有効期間として、現プランの継続をご提案させていただくものであります。

## 承認の対象となる本プランの内容

### 1. 本プラン継続の目的

本プランは、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、現プランを継続するものです。

当社は、当社株式に対する大量買付行為や買付提案が行われた場合でも、その目的等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えるものではありません。また、支配権の移転を伴う買収提案がなされた場合にそれに応じるか否かの判断も、最終的には株主の皆さまの意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、前述のとおり、株式の大量買付行為や買付提案の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の株主や取締役会が株式の大量買付行為や買付提案の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するために合理的に必要な十分な時間や情報を提供することのないもの、買付条件等が対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に照らして著しく不十分または不適当であるもの、対象会社の企業価値の維持・増大に必要不可欠なステークホルダーとの関係を破壊する意図のあるもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

以上の状況を踏まえ、当社取締役会は、当社株式に対して大量買付等が行われた場合に、株主の皆さまが適切な判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、以下の内容の大量買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール（以下「大量買付ルール」といいます。）を設定し、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大量買付等がなされた場合の対応方針を含めた買収防衛策として、本株主総会における株主の皆さまのご承認を条件に、現プランの内容の一部語句の修正を行い、本プランとして継続することといたしました。

### 2. 本プランの対象となる当社株式の買付

本プランの対象となる当社株式の買付行為とは、①特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、②結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大量買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大量買付者」といいます。）とします。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）または、

- (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。以下同じとします。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も加算するものとします。）または、
- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大量買付者および当該特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。
- 各議決権割合の算出に当たっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。以下同じとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等または同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。以下同じとします。

### 3. 特別委員会の設置

大量買付ルールが遵守されたか否か、あるいは大量買付ルールが遵守された場合でも、当該大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。本プランを適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性・合理性を担保するため、現プランと同様に特別委員会規程（概要につきましては、別紙1をご参照ください。）に基づき、特別委員会を設置いたします。特別委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行から独立している社外取締役、社外監査役または社外有識者（注）のいずれかに該当する者の中から選任します。本プラン継続後の特別委員会委員には、社外監査役の大倉喜彦氏および立馬歳郎氏ならびに社外有識者としての安居賢二氏の3名の就任を予定しております（略歴につきましては、別紙2をご参照ください。）。

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大量買付行為について慎重に評価・検討のうえで、当社取締役会に対し対抗措置を発動することができる状態にあるか否かについての勧告を行うものとします。当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで対抗措置の発動について決定することとします。特別委員会の勧告内容については、その概要を適宜公表することとします。

なお、特別委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、特別委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとします。

注：社外有識者とは、実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者またはこれに準じる者をいいます。

#### 4. 大量買付ルール概要

当社が設定する「大量買付ルール」とは、①大量買付者に対して、事前に当社取締役会に対し、必要かつ十分な情報の提供を求め、②大量買付行為につき当社取締役会等による一定の評価・検討期間を確保したうえで株主の皆さまに当社取締役会の事業計画や代替案等を提示したり、大量買付者との交渉・協議を行っていくための手続を定めています。その概要は以下のとおりです。

##### ①大量買付者による意向表明書の当社への事前提出

大量買付者が大量買付行為を行おうとする場合には、大量買付行為または大量買付行為の提案に先立ち、まず、大量買付ルールに従う旨の法的拘束力を有する誓約文言を含む以下の内容等を日本語で記載した「意向表明書」を、当社の定める書式により当社取締役会に提出していただきます。

- (a) 大量買付者の名称、住所
- (b) 設立準拠法
- (c) 代表者の氏名
- (d) 国内連絡先
- (e) 提案する大量買付行為の概要
- (f) 本プランに定められた大量買付ルールに従う旨の誓約

当社取締役会が、大量買付者から意向表明書を受領した場合は、速やかにその旨を公表し、必要に応じその内容についても公表します。

##### ②大量買付者から当社への必要情報の提供

当社取締役会は、上記①(a)～(f)の全てが記載された意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、大量買付者に対して大量買付行為に関する情報（以下「必要情報」といいます。）のリスト（以下「必要情報リスト」といいます。）を記載した書面を交付します。そして大量買付者には、必要情報リストの記載に従い、必要情報を当社取締役会に書面にて提出していただきます。

必要情報の一般的な項目は次のとおりです。その具体的内容は、大量買付者の属性および大量買付行為の内容によって異なりますが、いずれの場合も当社株主の皆さまのご判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとします。

- (a) 大量買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および組合員（ファンドの場合）その構成員を含みます。）の詳細（名称、事業内容、経歴または沿革、資本構成、財務内容、当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- (b) 大量買付行為の目的、方法および内容（大量買付行為の対価の価額・種類、大量買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大量買付行為の方法の適法性、大量買付行為および関連する取引の実現可能性等を含みます。）
- (c) 大量買付行為の価格の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報および大量買付行為にかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。）
- (d) 大量買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- (e) 大量買付行為の完了後に想定している当社および当社グループの役員構成（候補者の氏名および略歴、就任に関する候補者の内諾の有無、ならびに当社および当社グループの事業と同種の

事業についての経験等に関する情報を含みます。)、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等

- (f) 大量買付行為の完了後における当社および当社グループの顧客、取引先、従業員等のステークホルダーと当社および当社グループとの関係に関しての変更の有無およびその内容

当社取締役会は、大量買付ルールの迅速な運用を図る観点から、必要に応じて、大量買付者に対し情報提供の期限を設定する場合があります。ただし、大量買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合は、その期限を延長することができるものとします。

なお、上記に基づき、当初提出された必要情報について当社取締役会が精査した結果、当該必要情報が大量買付行為を評価・検討するための情報として十分でないと考えられる場合には、当社取締役会は、大量買付者に対して、適宜合理的な期限を定めたうえで（最初に大量買付情報を受領した日から起算して60日を上限とします。）、必要情報がそろうまで追加的に情報提供を求めることがあります。

当社取締役会は、大量買付行為を評価・検討するために必要十分な必要情報の全てが大量買付者から提出されたと判断した場合には、その旨の通知を大量買付者に発送し、その旨を公表いたします。

また、当社取締役会が必要情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、大量買付者から当該情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がある場合には、当社取締役会が求める必要情報が全てそろわない場合であっても、大量買付者との情報提供に係る交渉等を終了し、後記③の当社取締役会による評価・検討を開始する場合があります。

当社取締役会に提供された必要情報は、株主の皆さまの判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を公表します。

### ③当社取締役会による必要情報の評価・検討等

当社取締役会は、大量買付行為の評価等の難易度に応じ、大量買付者が当社取締役会に対し必要情報の提供を完了した後、対価を現金（円価）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合は最長60日間、その他の大量買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を受けつつ、提供された必要情報を十分に評価・検討し、特別委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会として意見を慎重にとりまとめ、公表いたします。また、必要に応じ、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件改善について交渉することや、当社取締役会として株主の皆さまへ代替案を提示することもあります。

## 5. 大量買付行為が実施された場合の対応方針

### (1) 大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合

大量買付者が大量買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置を講じることにより大量買付行為に

対抗する場合があります。

なお、大量買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、大量買付者側の事情を合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも必要情報の一部が提出されないことのみをもって大量買付ルールを遵守しないと認定することはしないものとします。

## (2) 大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合

大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大量買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆さまを説得するにとどめ、原則として当該大量買付行為に対する対抗措置は講じません。大量買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆さまにおいて、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくことになります。

ただし、大量買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大量買付行為が例えば以下の(a)から(h)のいずれかに該当し、結果として当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、例外的に当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、必要かつ相当な範囲内で、上記(1)に記載の対抗措置の発動を決定することができるものとします。

- (a) 真に当社の経営に参画する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の関係者に引き取らせる目的で当社株式の買収を行っているとは判断される場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）
- (b) 当社の経営を一時的に支配して当社または当社グループの事業経営に必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大量買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式の買収を行っているとは判断される場合
- (c) 当社の経営を支配した後に、当社または当社グループの資産を大量買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式の買収を行っているとは判断される場合
- (d) 当社の経営を一時的に支配して当社または当社グループの事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で当社株式の買収を行っているとは判断される場合
- (e) 大量買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付で当社株式の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等による株式の買付を行うことをいいます。）など、株主の皆さまの判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆さまに当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合
- (f) 大量買付者の提案する当社株式の買付条件（買付対価の種類および金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容、違法性の有無、実現可能性等を含みますがこれに限りません。）が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に照らして著しく不十分または不適切であると判断される場合

- (g) 大量買付者による買付後の経営方針等が不十分または不適切であるため、当社グループの事業の成長性・安定性が阻害され、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に重大な支障をきたすおそれがあると判断される場合
- (h) 大量買付者による支配権獲得により、当社の株主の皆さまはもとより、当社の持続的な企業価値増大の実現のために必要不可欠な、顧客、取引先、従業員、地域関係者その他利害関係者との関係を破壊するなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

### (3) 取締役会の決議、および株主総会の開催

当社取締役会は、上記（１）または（２）において対抗措置の発動の是非について判断を行う場合は、特別委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の必要性、相当性等を十分検討したうえで対抗措置発動または不発動等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で当社取締役会が最も適切と判断したものを選択することとします。当社取締役会が具体的対抗措置の一つとして、例えば新株予約権の無償割当を行う場合の概要は原則として別紙3に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当を行う場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間およびその他の行使条件を設けることがあります。この場合、大量買付者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することは想定しておりません。

また、特別委員会が対抗措置の発動について勧告を行い、当社取締役会が対抗措置の発動について株主の皆さまの意思を確認するための株主総会を開催することとした場合には、株主の皆さまに本プランによる対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間（以下「株主検討期間」といいます。）として最長60日間の期間を設定し、当該株主検討期間中に当社株主総会を開催することとします。

当社取締役会において、株主総会の開催および基準日の決定を決議した場合、取締役会評価期間はその日をもって終了し、ただちに、株主検討期間へ移行することとします。

当該株主総会の開催に際しては、当社取締役会は、大量買付者が提供した必要情報、必要情報に対する当社取締役会の意見、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、株主の皆さまに対し、株主総会招集ご通知とともに送付し、適時・適切にその旨を開示いたします。

株主総会において対抗措置の発動または不発動について決議された場合、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従うものとします。具体的には、当該株主総会において対抗措置を発動することを内容とする議案が否決された場合には、当社取締役会は対抗措置を発動いたしません。この場合、当該株主総会の終結の時をもって株主検討期間は終了することとします。

他方、当該株主総会において対抗措置を発動することを内容とする議案が可決された場合には、その終結後、速やかに当社取締役会は対抗措置を発動するために必要となる決議を行います。この場合、当該取締役会終結の時をもって株主検討期間は終了することとします。

また、当該株主総会の終結をもって株主検討期間は終了することとし、当該株主総会の結果は、決議後適時・適切に開示いたします。

#### (4) 大量買付行為待機期間

株主検討期間を設けない場合は、上記4. ①「大量買付者による意向表明書の当社への事前提出」に記載の意向表明書が当社取締役会に提出された日から取締役会評価期間終了の期間を「大量買付行為待機期間」とします。株主検討期間を設ける場合は、上記4. ①「大量買付者による意向表明書の当社への事前提出」に記載の意向表明書が当社取締役会に提出された日から株主検討期間終了までの期間を「大量買付行為待機期間」とします。そして大量買付行為待機期間においては、大量買付行為は実施できないものとします。

したがって、大量買付行為は、大量買付行為待機期間の経過後にのみ開始できるものとします。

#### (5) 対抗措置発動の停止等について

上記(3)において、当社取締役会または株主総会において、具体的な対抗措置を講じることを決議した後、当該大量買付者が大量買付行為の撤回または変更を行った場合など、対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、特別委員会の意見または勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動の停止等を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合、当社取締役会において、無償割当が決議され、または無償割当が行われた後においても、大量買付者が大量買付行為の撤回または変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで、新株予約権の無償割当の効力発生日の前日までの間は、当社による当該新株予約権の無償割当を中止することにより、また、新株予約権の無償割当後、行使期間開始日の前日までの間は、当社による当該新株予約権の無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆さまの新株予約権は消滅します。）の方法により対抗措置の発動の停止を行うことができるものとします。

このような対抗措置の発動の停止等を行う場合は、法令および当社が上場する金融商品取引所の規則等に従い、当該決定について適時・適切に開示いたします。

### 6. 本プランの適用開始、有効期限、継続および廃止

本プランは、本株主総会における株主の皆さまのご承認をもって発効することとし、有効期限は2024年6月30日までに開催予定の当社第192回定時株主総会終結の時までとします。

ただし、本プランは、本株主総会において継続が承認され発効した後であっても、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、株主総会の承認を得て本プランの変更を行うことがあります。このように、本プランについて継続、変更、廃止等の決定を行った場合、当社取締役会は、その内容につきまして速やかに公表いたします。

なお、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、当社が上場する金融商品取引所の規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合等、株主の皆さまに不利益を与えない場合には、特別委員会の賛同を得たうえで、本プランを修正または変更する場合があります。

## 補足説明

本プランの内容は、上記に記載のとおりですが、(1) 本プランによる株主の皆さまに与える影響等、ならびに(2) 本プランの合理性についてはそれぞれ以下のとおりです。

### (1) 本プランが株主の皆さまに与える影響等

#### ①大量買付ルールが株主の皆さまに与える影響

大量買付ルールは、株主の皆さまが大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆さまが代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆さまは、十分な情報および提案のもとで、大量買付行為に応じるか否かについて適切にご判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。したがって、大量買付ルールの設定は、株主の皆さまが適切にご判断を行ううえでの前提となるものであり、株主の皆さまの利益に資するものであると考えております。

なお、上記5.「大量買付行為が実施された場合の対応方針」に記載のとおり、大量買付者が大量買付ルールを遵守するか否か等により大量買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主の皆さまにおかれましては、大量買付者の動向にご注意ください。

#### ②対抗措置発動時に株主の皆さまに与える影響

大量買付者が大量買付ルールを遵守しなかった場合または大量買付ルールが遵守されている場合であっても、大量買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置を講じることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、株主の皆さま（大量買付ルールを遵守しない大量買付者および会社に回復し難い損害をもたらすなど当社株主全体の利益を損なうと認められるような大量買付行為を行う大量買付者を除きます。以下、本項において同じとします。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

当社取締役会が具体的対抗措置を講じることを決定した場合には、法令および当社が上場する金融商品取引所の規則等に従い適時・適切に開示いたします。

対抗措置の一つとして、例えば新株予約権の無償割当を実施する場合には、新株予約権の割当期日において株主名簿へ記録されている株主の皆さまに対して割当を実施します。株主の皆さまは引受の申込を要することなく新株予約権の割当を受け、また当社が新株予約権の取得の手続きをとることにより、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込や払込等の手続は必要となりません。ただし、この場合当社は、新株予約権の割当を受ける株主の皆さまに対し、別途ご自身が大量買付者等でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めることがあります。

なお、当社は、新株予約権の割当期日や新株予約権の効力発生後においても、例えば、大量買付者が大量買付行為を撤回した等の事情により、新株予約権の行使期間開始日の前日までに、新株予約権の割当を中止し、または当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にし

て売却等を行った株主の皆さまは、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

**(2) 本プランの合理性について（本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて）**

**①買収防衛策に関する指針の要件を充足していること**

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足するとともに、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」および東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5いわゆる買収防衛策」の内容を踏まえたものとなっております。

**②株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入・継続されていること**

本プランは、上記1.「本プラン継続の目的」に記載のとおり、当社株式に対する大量買付行為がなされた際に、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆さまが判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、または株主の皆さまのために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入・継続したものです。

**③株主意思を反映するものであること**

本プランの継続は、株主総会における株主の皆さまのご賛同を得られることを条件としております。

また、本プラン継続後、有効期間中であっても当社株主総会、又は、取締役会の決議において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には廃止ができるものとなっております。当社取締役の任期は1年間ですので毎年の取締役選任手続を通じて本プランの継続、廃止又は変更の是非の判断に当社株主の皆さまの意思を反映させることができます。その意味で、本プランの導入だけでなく存続についても、株主の皆さまのご意向が反映されます。

**④独立性の高い社外者の判断の重視**

本プランにおける対抗措置の発動は、上記5.「大量買付行為が実施された場合の対応方針」に記載のとおり、当社の業務執行から独立している委員で構成される特別委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運用を担保するための手続も確保されております。

**⑤デッドハンド型およびスローハンド型買収防衛策ではないこと**

本プランは、当社の株主総会において選任された取締役により構成される当社取締役会によって廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社においては取締役の任期を1年としておりますので、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

なお、当社では取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

以 上

(別紙 1)

### 特別委員会規程の概要

- ・特別委員会は当社取締役会の決議により設置する。
- ・特別委員会の委員の任期は、本対応方針の有効期限、または、当社社外取締役もしくは社外監査役としての任期の満了時のいずれか早い時点までとする。
- ・特別委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した当社社外取締役、当社社外監査役または社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者またはこれに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任する。
- ・特別委員会は、大量買付者が大量買付ルールを遵守したか否かの判断、大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるか否かの判断、対抗措置の発動不発動の判断、一旦発動した対抗措置の停止の判断など、当社取締役会から諮問のある事項について、原則としてその決定の内容を、その理由および根拠を付して当社取締役会に対して勧告する。なお、特別委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うこととする。
- ・特別委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとする。
- ・特別委員会の決議は、特別委員会の委員の過半数が出席し、出席した委員の過半数をもってこれを行う。

以 上

(別紙2)

## 特別委員会委員の略歴

本プラン継続後の特別委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

氏 名 大 倉 喜 彦 (当社独立社外監査役)

1939年生まれ

(略歴)

1962年 4 月 大倉商事株式会社入社

1998年 6 月 同社代表取締役社長

2000年 6 月 当社社外監査役 (現在)

西戸崎開発株式会社社外取締役 (現在)

2001年 6 月 株式会社ニッピ社外監査役 (現在)

2002年 6 月 中央建物株式会社代表取締役社長 (現在)

2006年 6 月 当社買収防衛策特別委員会委員 (現在)

2007年 4 月 特種東海ホールディングス株式会社 (現 特種東海製紙株式会社)  
社外監査役

2010年 6 月 株式会社ホテルオークラ取締役会長 (現在)

氏 名 立 馬 歳 郎 (当社独立社外監査役)

1945年生まれ

(略歴)

1989年 4 月 株式会社ジャパンタイムス入社

1997年 3 月 同社取締役

2004年 7 月 一般財団法人英語教育協議会専務理事

2015年 6 月 当社社外監査役 (現在)

2017年 4 月 松蔭大学客員教授

2018年 6 月 当社買収防衛策特別委員会委員 (現在)

氏 名 安 居 賢 二 (社外有識者・当社補欠監査役 (予定))

1945年生まれ

(略歴)

1964年 4 月 仙台国税局入局

1995年 7 月 麹町税務署副署長

2003年 7 月 相模原税務署署長

2004年 7 月 目黒税務署署長

2005年 9 月 安居賢二税理士事務所代表 (現在)

2006年 6 月 当社買収防衛策特別委員会委員 (現在)

(注)1：上記、各特別委員会委員と当社の間には特別の利害関係はありません。社外監査役大倉喜彦氏および立馬歳郎氏は、当社が上場する金融商品取引所に対し、独立役員として届け出ております。

(注)2：社外監査役大倉喜彦氏および立馬歳郎氏の2021年3月期の取締役会出席率は、100% (9回中9回) であります。

(注)3：安居賢二氏は2021年6月24日開催予定の当社第189回定時株主総会において、補欠監査役候補者として付議する予定であります。

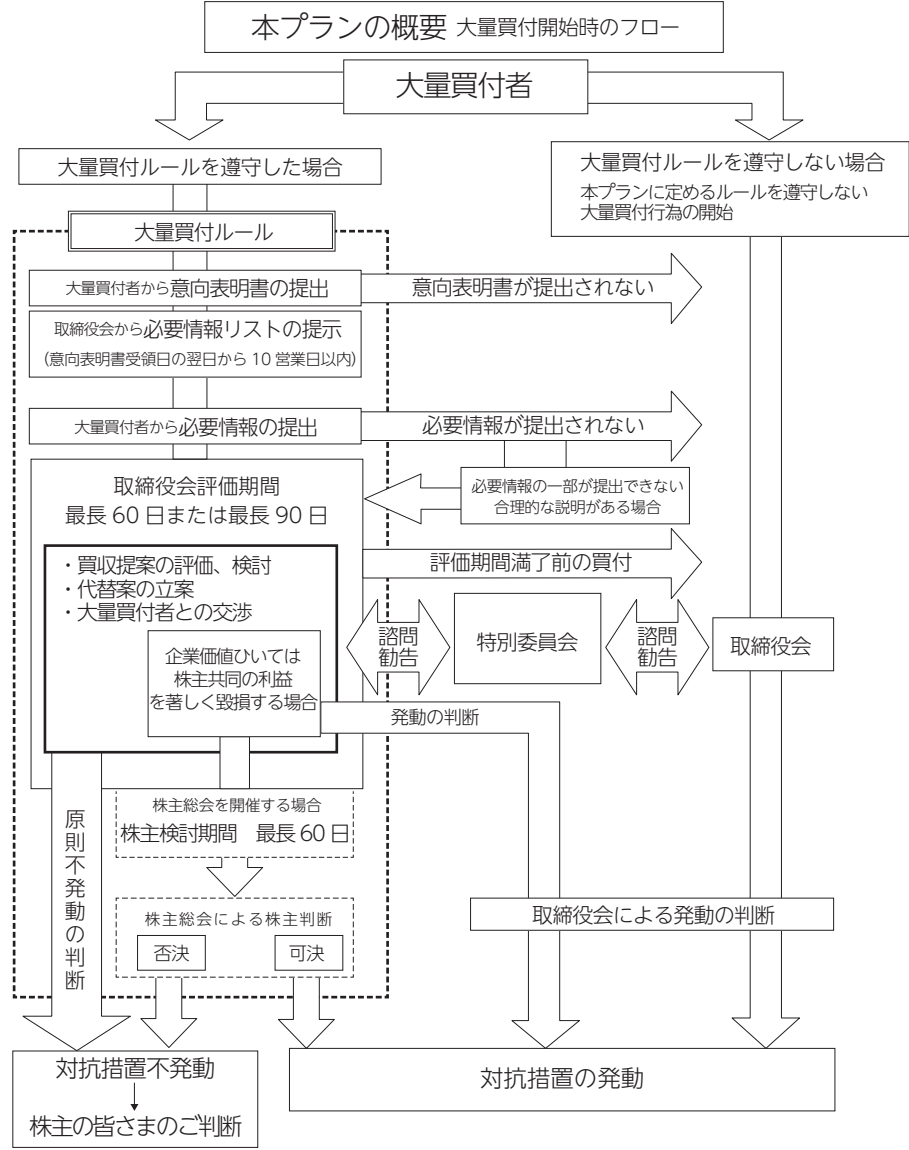
以上

(別紙3)

## 新株予約権無償割当の概要

1. 新株予約権無償割当の対象となる株主およびその割当方法  
当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込をさせないで新株予約権を割当てる。
2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数  
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。
3. 株主に割り当てる新株予約権の総数  
当社取締役会が定める割当期日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式総数（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）を減じた数を上限とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。
4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産およびその価額  
各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。なお、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主に新株を交付することがある。
5. 新株予約権の譲渡制限  
新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
6. 新株予約権の行使条件  
議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（ただし、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）でないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。
7. 新株予約権の行使期間等  
新株予約権の割当がその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨や当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得する旨の条項を定めることがある。ただし、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することは想定していない。

以上



(注) 本図は、本プランのご理解に資することを目的として、代表的な手続きの流れを図式化したものであり、必ずしも全ての手続きを示したものではありません。詳細につきましては、本文をご覧ください。

〈メ モ 欄〉

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

〈メ モ 欄〉

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

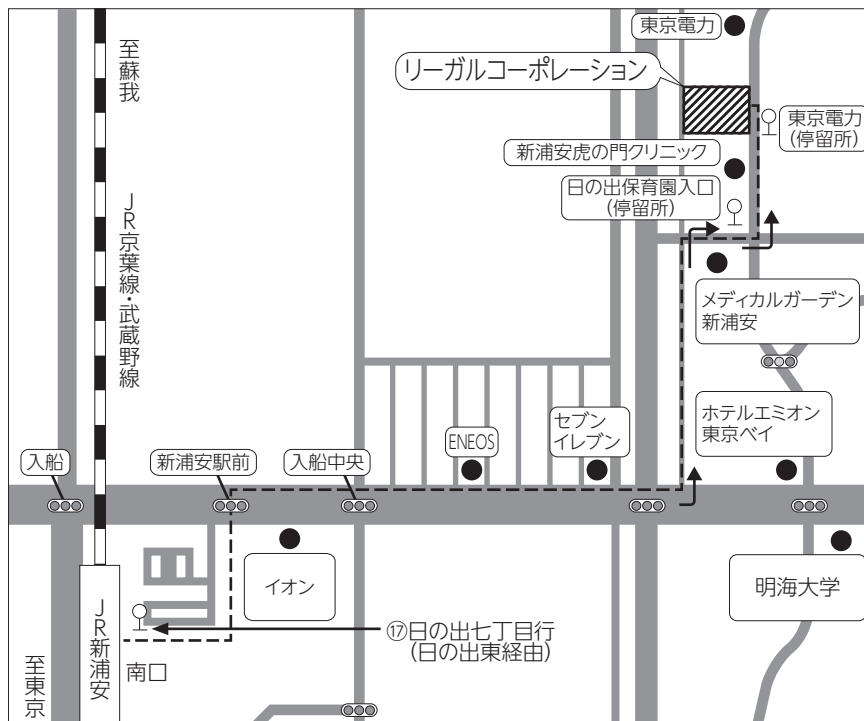


## 株主総会会場ご案内図

場 所 千葉県浦安市日の出二丁目1番8号

株式会社リーガルコーポレーション 本社1階 ホール

電 話 047(304)7050 (代表)



### 交通機関

JR (京葉線・武蔵野線) 新浦安駅より徒歩約15分

東京ベイシティバス ⑦日の出七丁目行 日の出保育園入口下車徒歩約1分  
(日の出東経路)

